

## 令和8年度香芝市習い事・塾代助成事業における参画事業者募集要領

香芝市（以下「市」という。）は、習い事・塾等の利用に係る保護者の経済的負担を軽減することにより、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）又は特別支援学校（中学部に限る。）（以下これらを「中学校等」という。）の生徒が多種多様な学び及び体験の機会を得る契機となるよう、香芝市習い事・塾代助成事業（以下「事業」という。）を実施するに当たり、香芝市習い事・塾代助成事業実施要綱（令和8年告示第104号）に基づき、事業に協力いただける事業者を募集します。

### 第1 事業の概要

#### 1 事業名

令和8年度香芝市習い事・塾代助成事業

#### 2 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 3 対象者

原則として、市の住民基本台帳に記録されている中学校等の生徒（ただし、3月1日から3月31日までの間に市に転入する生徒を除く。）の保護者

#### 4 実施内容

市は、対象者に対して香芝市習い事・塾代助成券（以下「助成券」という。）を交付します。

対象者は、助成券を、参画事業者が行う習い事・塾等の料金の支払に使用することができます。

参画事業者は、香芝市習い事・塾代助成券利用相当額請求書（第9号様式）に、対象者から受け取った助成券を添付して市に請求します。その後、市が提出書類を審査し、参画事業者に利用相当額を振り込みます。

#### 5 助成金額

対象となる生徒1人につき、6,000円（助成券500円分を12枚）

※ 年度の途中で転入する場合は、12枚より少なくなる場合があります。

#### 6 問合せ先及び請求先

香芝市子ども家庭部児童福祉課（以下「児童福祉課」という。）

### 第2 参画事業者の登録基準

#### 1 参画することができる事業者

参画事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とします。

- (1) 学校外において、学習の指導又はスポーツ若しくは文化芸術に係る活動の指導（以下「習い事・塾等」という。）を行う者

- (2) 奈良県内又は奈良県に隣接する府県内に教室等又は事務所等を設置している者（インターネット等を用いて習い事・塾等を提供する者を除く。）
- (3) 「3 習い事・塾等を提供するに当たっての遵守事項」を遵守する者
- (4) 市長が習い事・塾等の実施状況等の報告を求め、又は現地調査を行う場合があることについて、あらかじめ同意する者
- (5) 暴力団（香芝市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者

## 2 参画事業者が提供する習い事・塾等の種類

- (1) 特定の教室等に生徒を集め、集団又は個別に指導を行うもの  
（例）学習塾、文化教室、スポーツ教室等
- (2) 指導者が対象生徒の自宅等を訪問し、指導を行うもの  
（例）家庭教師、出稽古等
- (3) 特定の教室等に生徒を集めずに、インターネット又は郵便等の通信手段を用いて指導を行うもの  
（例）オンライン学習塾、オンライン家庭教師等
- (4) 香芝市地域クラブ設置要綱（令和8年4月1日施行）第1条の香芝市地域クラブ
- (5) その他市長が指定する事業者

※ ただし、教材、用品等の販売のみを行うものは、対象外です。

## 3 習い事・塾等を提供するに当たっての遵守事項

- (1) 事業の趣旨を理解し、良質な習い事・塾等を提供すること。
- (2) 対象生徒の適切な処遇及び安全を十分に確保すること。
- (3) 参画事業者の職員は、豊かな人間性及び倫理観を備え、熱意のある者であること。
- (4) いじめ（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項のいじめをいう。）の防止及び早期発見並びに当該行為に対する対処に努めること。
- (5) 習い事・塾等の料金が公正であること。
- (6) 習い事・塾等の料金について、助成券の使用を契機とした値上げ（経営努力では避けられない事由により料金の転嫁を行う等の合理的な理由に基づく場合を除く。）をしないこと。
- (7) 個人情報保護について万全を期していること。

## 第3 参画事業者の登録申請

参画事業者の登録を受けようとする事業者は、香芝市習い事・塾代助成事業事業者登録申請書（第2号様式）に、「2 必要書類」に掲げる書類を添付して、提出してください。

## 1 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより児童福祉課に提出してください。

- (1) 持参の場合は、事前に児童福祉課に電話連絡してください。
- (2) 郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法で提出するとともに、到達の確認のため、発送後、児童福祉課に電話連絡してください。
- (3) 電子メールの場合は、件名を「参画事業者登録」とするとともに、到達の確認のため、送信後、児童福祉課に電話連絡してください。

## 2 必要書類

- (1) 習い事・塾等の運営の実態が確認できる書類
- (2) 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (3) 団体の規約等及び代表者が確認できる書類（法人格を有しない団体の場合に限る。）
- (4) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人の場合に限る。）
- (5) 習い事・塾等の内容が分かる書類
- (6) 習い事・塾等の料金が分かる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

## 第4 参画事業者の登録

- 1 市は申請の内容及び「第2 参画事業者の登録基準」に規定する登録の基準に適合するかどうかを審査し、適当と認めるときは、登録を決定し、香芝市習い事・塾代助成事業事業者登録通知書（第3号様式）により通知します。申請の内容等を確認するため、市は必要な調査を行うことがあります。
- 2 審査の結果、登録をしないことを決定したときは、香芝市習い事・塾代助成事業事業者不登録通知書（第4号様式）により通知します。
- 3 参画事業者の登録の有効期限は、令和9年3月31日までとします。
- 4 市が参画事業者に聞取り等を行うことにより、登録の申請又は変更の届出の内容に変更がないと認めるときは、有効期限を更に1年延長することができます。
- 5 参画事業者を登録したときは、当該参画事業者の所在地、名称等について、市のホームページ等で公表します。

## 第5 変更の届出

- 1 次の事項について変更があり、又は変更をしようとするときは、香芝市習い事・塾代助成事業事業者登録事項変更届（第5号様式）に、当該変更の内容が分かる書類を添付して、児童福祉課に提出してください。

- (1) 教室等及び事務所等の所在地、名称及び代表者
  - (2) 習い事・塾等の内容
  - (3) 習い事・塾等の料金
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 変更の届出があったときは、香芝市習い事・塾代助成事業事業者登録事項変更届受理通知書（第6号様式）により、通知します。

## 第6 登録の辞退

参画事業者の登録を辞退しようとするときは、香芝市習い事・塾代助成事業事業者登録辞退届（第7号様式）を児童福祉課に提出してください。

## 第7 登録の取消し

参画事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、参画事業者の登録を取り消します。

- (1) 香芝市習い事・塾代助成事業実施要綱第8条第1項に規定する登録の基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (2) 登録の有効期限が到来したとき。
- (3) 辞退の届出があったとき。
- (4) 正当な理由がなく求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は現地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

## 第8 助成券利用相当額の請求等

- 1 参画事業者は、助成券の使用があったときは、助成券の利用相当額について請求してください。ただし、500円以下の支払について助成券の使用があった場合は、実費について請求してください。
- 2 請求しようとするときは、1月分を一括し、香芝市習い事・塾代助成券利用相当額請求書（第9号様式）に、使用された助成券を添付して児童福祉課に提出してください。提出期限は、原則として、助成券の使用があった日が属する月の翌月の10日まで（3月に使用があった場合は、令和9年3月31日まで）です。
- 3 市は提出書類を審査し、参画事業者に利用相当額を振り込みます。
  - ※ 提出書類に不備がある場合は、修正をお願いすることがあります。修正が完了するまで市から振込みはできません。
  - ※ 保護者が参画事業者を選択するため、登録いただいても利用がないことがあります。

## 第9 募集期間

令和8年4月20日（月）から令和9年3月1日（月）午後5時00分まで

## 第10 個人情報の保護等

参画事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業に係る事務の実施に当たっては、個人情報を次に掲げるとおり取り扱うこととしてください。

- (1) 事業に係る事務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないこと。参画事業者の登録が取り消された後においても、また同様としてください。
- (2) 事業に係る事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- (3) 参画事業者は、事業に係る事務に関して知り得た個人情報を事業の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないこと。
- (4) 参画事業者は、事業に係る事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 参画事業者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持すること。
- (6) 参画事業者は、個人情報の取扱いについて、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行うこと。また、参画事業者は、事業に係る事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事業に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知すること。
- (7) 参画事業者は、事業に係る事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。
- (8) 参画事業者は、個人情報の漏えい等その他の事業に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、市に報告すること。

## 第11 その他留意事項

- 1 助成券の対象は、「第2 参画事業者の登録基準」の「2 参画事業者が提供する習い事・塾等の種類」に限ります。参画事業者は、助成券を受け取る目的で保護者に金品、サービス券等の便宜供与を行い、またそれを市に請求することはできません。
- 2 市は、参画事業者が提供する習い事・塾等の内容、品質、安全性等について、保証しないものとします。

- 3 市は、参画事業者が提供する習い事・塾等の利用に当たり生じた損害、苦情等について、一切の責任を負わないものとします。

## 第12 申込先及び問合せ先

香芝市子ども家庭部児童福祉課（香芝市総合福祉センター1階）

所在地：〒639-0251

奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

電話：0745-79-7522

FAX：0745-79-7532

Email：kosodates@city.kashiba.lg.jp

※ 受付時間は、午前8時40分から午後5時00分（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までです。